

令和6年度八戸市保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子どもを安心して育てることができるような体制整備を目的とし、別記の施設等（以下「対象施設等」という。）における保育士資格取得者の拡充を図るため、「保育人材確保事業の実施について」（令和6年5月30日こ成保第312号こども家庭庁成育局長通知）の別添1「保育士資格等取得支援事業実施要綱」のⅡ「保育士試験による資格取得支援事業」に基づき、対象施設等で保育士として勤務することが決定した者に対し、令和6年4月以降実施の保育士試験受験のための学習に要した経費について、令和6年度予算の範囲内において、八戸市保育士試験による資格取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者、補助対象経費及び補助金の額等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、八戸市内に住所を有し、対象施設等で保育士として勤務することが決定した者とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が令和6年4月以降実施の保育士試験受験のための学習に要した経費のうち、保育士試験受験講座（通信制、昼間・昼夜開講制、夜間・昼間定時制）の受講に必要な入学金（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及びこれらの経費の消費税とする。ただし、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の日の属する月の1日までに支払ったものに限り、補助金の申請は1名につき1度までとする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の総額と、保育士試験受験のための学習に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とし、150,000円を上限とする。なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、本補助金と同趣旨の助成等を受けている場合は、本補助金の対象としない。

(交付申請等)

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、八戸市保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）のとおりとする。

2 規則第3条の規定により前項の申請書兼実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額内訳表（別記第2号様式）
- (2) 完了報告書（別記第3号様式）
- (3) 対象施設等への勤務が決定したことを確認できる書類

- (4) 補助対象経費の領収書
- (5) 保育士証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の申請書兼実績報告書及び前項各号に掲げる書類は、対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに提出すること。やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、その旨の理由書を添付すること。
- 4 第1項の申請書兼実績報告書及び前項各号に掲げる書類が提出されたときは、規則第12条に規定する報告があったものとみなす。

(交付決定等)

第4条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定兼確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

- 2 前項の通知書を送付したときは、規則第13条に規定する通知を行ったものとみなす。

(補助金の交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定等がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 対象施設等での勤務ができなくなった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 保育士試験受験のための学習に要した経費の収支、その他対象施設等での勤務に関する帳簿、証拠書類等を当該補助金の交付に係る事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間備えておかなければならない。
- (3) 前号の帳簿、証拠書類等を検査する場合又は保育士試験受験のための学習、対象施設等での勤務状況等について報告を命じた場合においてこれに応ずること。

(補助金の請求及び交付)

第6条 市長は、第4条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）から提出される令和5年度八戸市保育士試験による資格取得支援事業費補助金請求書（別記第5号様式）に基づき、当該交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月23日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、国の保育対策総合支援事業費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

別記

八戸市内に所在する以下の施設

ア 保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園。

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同章第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型であって、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの。

カ 乳児院

キ 児童養護施設

ク 「認可外保育施設指導監査基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日付け雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監査基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

ケ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると市長が認める施設

コ 都道府県と市区町村との連名により、以下（i）～（iii）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設

（i）待機児童の状況や保育時間等の観点から地域に特徴的と考えられる保育等ニーズが存在すること。

（ii）都道府県又は市区町村において、（i）のニーズを満たすため、認可の保育施設や事業の整備・拡充等を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、（i）の保育等ニーズの受け皿となることができる施設であると認める施設であること。

（iii）都道府県及び市区町村の連携により、当該施設が認可外保育施設指導監督基準を満たすため、職員又は巡回支援指導員等による技術的な支援、本事業の他の国庫補助の活用等を通じて、本事業以外にも十分な支援を行っている、あるいは行う予定であること。

（iv）遅くとも令和 6 年 9 月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指すものであること。

※ いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。